

## 富山県金融広報委員会の活動について<sup>1</sup>

4月26日(火)、富山県金融広報委員会<sup>2</sup>総会が開催されました。同総会では、事務局が提示した富山県金融広報委員会(以下では、「委員会」と称します)の平成28年度活動方針等について議論を行い、事務局提案の通り承認されました。同方針を基に、今年度の委員会の活動が正式にスタートしました。

日本銀行富山事務所は、同委員会の事務局機能を担っているほか、事務所長が副会長を務めるなど、委員会の活動に深く関わっています。

本稿では、委員会の活動一般および今年度の活動方針についてご紹介します。

### 1. 委員会の活動について

委員会は、富山県民の皆さんを幅広く対象とし、公正・中立な立場から、県民の一人一人が経済主体として自立するために必要な「分かりやすい金融経済情報の提供」、「金融経済学習のサポート」を行うことを使命としています。

—— 委員会の会長は富山県知事が務め、北陸財務局 富山財務事務所長および日本銀行富山事務所長が副会長として会長をサポートしています。また、県内自治体その他の公共団体、経済団体、民間金融機関、報道機関、消費者団体の代表者の方々が委員として委員会の活動を支えています<sup>3</sup>。

—— 委員会の実際の活動では、「金融広報アドバイザー」が重要な役割を担っています。「金融広報アドバイザー」は、ファイナンシャル・プランナー(FP)、税理士等の金融に関する専門家ないし有識者で、「暮らしに役立つ金融情報を、中立・公正な立場から広げていく」という委員会の活動目的、社会的意義に賛同して活動しているボランティアの方々<sup>4</sup>です。富山県では現在12名のアドバイザーがおり、講演会、セミナー、市民向け金融経済講座等で、講

<sup>1</sup> 本稿で示された意見等は筆者のものであり、日本銀行の公式見解ではありません。

<sup>2</sup> 金融広報委員会の組織は、中央組織である「金融広報中央委員会」(事務局：日本銀行情報サービス局内)と地方組織である都道府県金融広報委員会に分かれ、互いに協力・協調しつつ活動しています。都道府県金融広報委員会では、知事・副知事または日銀支店長が会長を務め、日本銀行支店・事務所ないし都道府県が事務局となっています。愛称は、「知るぼると」です(富山県金融広報委員会の愛称は、「知るぼると富山」)。

<sup>3</sup> 詳しくは、日本銀行富山事務所 HP(トップページ)の右下にある委員会コーナー(知るぼると富山)をご参照下さい。

<sup>4</sup> 金融広報アドバイザーは、都道府県の委員会が選定し、金融広報中央委員会会長が委嘱します。

師として活動しています。

委員会が実際に行う活動は多岐にわたりますが、大別すれば（１）学校における金融・金銭教育、（２）一般向け金融知識普及活動の推進の二つになります。

### （１）学校における金融・金銭教育

「金融・金銭教育」は、次代を担う学生・生徒・児童の皆さんに、①金融・経済に関する知識や計画的なお金の使い方を習得し、併せて②より広い意味で「社会の中で生きる力」を養って頂くことを目的としています。後者をより噛み砕いて言えば、「より良い暮らしや社会を築くために、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動するための確りとした意思決定の力を身につけること」になります<sup>5</sup>。

本領域において重要な役割を果たしているのが、委員会が委嘱する「金融・金銭教育研究校」（以下、「研究校」）です。研究校は、授業の中に金融の役割等に関する基礎知識の習得を織り込むほか、「金融教育公開授業（主に中学・高校）」や「金銭教育協議会（主に小学校）」といった学校関係者だけでなく一般に開放された場で成果を披露するといったイベントを開催します。また、公開授業等の際には、エコノミスト等の講演や金融広報アドバイザーによる金銭教室を併せて開催し、イベントがより効果的なものとなるよう工夫を凝らしています。

この他にも、銀行協会や地元金融機関と協力して小中学生向けの各種イベントの実施・後援を行ったり、大学生を対象とした講義も行っています。

### （２）一般向け金融知識普及活動の推進

委員会では、多様化する県民のニーズに的確に応えてタイムリーな情報を提供するため、単独または自治体、各種団体との共催で講演会を開催したり、「知るぽると塾」と銘打つ市民向けの金融経済講座を開催しています。また、ラジオ、新聞等の媒体を通じた情報提供や、市町村が主催するセミナー等の講師として金融広報アドバイザーの派遣を行っています。

なお、近年、高齢者を中心に、いわゆる「オレオレ詐欺」等の特殊詐欺の被害が深刻化していることを受け、消費者教育を通じて高齢者の金融リテラシーを高め、この様な犯罪に対する抵抗力を高めるニーズが強まっており、こうした観点からの取り組みも積極的に行っています。

---

<sup>5</sup> 因みに、2008年のリーマンショック以降の金融危機の経験を踏まえ、世界的に消費者の金融リテラシーの向上、そのための金融教育の重要性が再認識されています。こうした中、欧米では、最近著しく発展している行動経済学に基づいて消費者行動を分析し、そこで得られた知見を金融教育にFBすることで教育効果を上げていこうとする動きがみられています。詳しくは、福原敏恭「行動経済学の金融教育への応用による消費者の学習促進と行動改善」(<https://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report5/pdf/ron131105.pdf>)をご参照下さい。

## 2. 平成 28 年度の委員会の活動方針

平成 28 年度については、「広めようお金の知恵～生きる力、自立する力を高めるために」という基本方針<sup>6</sup>の下、①学校における金融金銭教育、②一般向け金融知識の普及活動等に引き続き取り組んでいきます。

県民を巡る金融・経済環境や関心事項は常に変化しています。このため、基本方針や重点を置く分野は維持しつつも、具体的な活動やテーマの選定に当たっては、こうした環境変化を常に意識しておく必要があります。今年度の委員会活動に当たり、念頭に置くべき環境変化は以下の 4 点と考えています。委員会では、これらを個別の活動に適切に反映することで、県民のニーズに応えていきたいと考えています。

- (1) 「学校教育分野」では、選挙年齢の引き下げを受けて「主権者教育」が推進される中、経済政策の内容やその生活への影響等について考える力を育む金融教育に対するニーズが高まっていること。
- (2) 「大学」においては、キャリア教育の重視等を背景に、金融教育に関するニーズが強まっていると考えられること。
- (3) 「社会人一般」については、特殊詐欺の手口の多様化等を背景に、消費者教育と連携する必要性が高まっていること。

—— 平成 27 年中の県内の特殊詐欺被害は、件数(102 件、前年比▲16%)、金額(374 百万円、▲30%)ともに前年を下回りましたが、とくに高齢者にとっては引き続き深刻な問題です<sup>7</sup>。

- (4) 「金融資産保有層」については、老後の資産設計のみならず、相続税制の改正等を受けた資産保全・承継に関する学習ニーズが強いこと。

—— 平成 25 年度税制改正により、平成 27 年 1 月より相続税制が変更になり、①相続税の基礎控除の引き下げ<sup>8</sup>、②最高税率の引き上げ(50%⇒55%)といった措置が導入されました。

委員会は、県民の皆さんが「より良い経済生活、人生設計」を行うことをサポートする役割を担っています。ぜひ、委員会の活動をご理解頂き、生活の中にご利用頂くようお願いします。

以 上

<sup>6</sup> 当該基本方針は、平成 26 年度以降 3 年度連続で採用されています。

<sup>7</sup> 県内の特殊詐欺の被害状況等については、富山県警察の website の「特殊詐欺対策情報」のコーナー ([http://police.pref.toyama.jp/cms\\_cat\\_police/102060/](http://police.pref.toyama.jp/cms_cat_police/102060/)) をご参照ください。

<sup>8</sup> 定額控除が 5 千万円から 3 千万円に引き下げられたほか、法定相続人比例控除も「1 千万円×法定相続人数」から「6 百万円×法定相続人数」となりました。